

裁判の迅速化に係る検証結果の公表について

1 はじめに

最高裁判所は、平成19年7月13日、裁判の迅速化に係る検証について、第2回目の報告書を公表しました。これは、裁判の迅速化に関する法律8条1項により、最高裁判所は、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査及び分析を通じ、裁判の迅速化に係る検証を行い、その結果を2年ごとに公表するものとされていることに基づくものです。以下、その骨子を簡単にご説明しますが、詳細な内容については、http://www.courts.go.jp/about/siryu/hokoku_02_hokokusyo/index.htmlをご参照ください。

2 報告書の骨子

(1) 序論

序論では、今回の検証作業の基本的な考え方、報告書のあらまし等が書かれています。

(2) 民事関係の統計データの分析

ア まず、平成18年中に終了した民事第一審訴訟事件について、平均審理期間、審理期間別の事件数等の基本的な統計データを掲載しています。民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間は7.8月ですが、人証調べ（証人尋問や当事者尋問）を実施した事件だけの平均審理期間は18.8月となっています。審理期間が2年を超えた事件の割合は5.5%（7931件）です。民事訴訟事件の審理期間の長期化に対しては、人証調べ自体に要した期間よりも、第1回口頭弁論期日から人証調べを開始するまでの期間（争点整理期間）の長期化が強く影響しています。例えば、人証調べを実施して判決で終局した事件の平均争点整理期間は平均審理期間全体の約60%であるのに対し、平均人証調べ期間は約5%にとどまっています。

イ このほか、今回新たに、高等裁判所の民事控訴審訴訟事件に関する統計データの分析を行いました。平成18年に終了した高等裁判所の民事控訴審訴訟事件の平均審理期間は6.2月であり、全体の約70%の事

件が受理から6月以内に終了しています。

(3) 民事第一審訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因等に関する仮説

ア 前記の(2)アのとおり、民事訴訟事件の審理期間の長期化には、争点整理に要する期間の長期化が強く影響しています。争点整理期間の長さは、事案の性質（複雑さ、専門性等）のほか、訴えの提起前に訴訟代理人（弁護士）が、どれだけ事件の内容を把握し、証拠の収集・分析をしているか、相手方とどの程度交渉をしているかに影響されます。また、訴えの提起後、訴訟代理人がどの程度効果的に期日間の準備をしているかということも影響します。さらに、訴訟代理人が効果的な準備をすることができるかどうかは、紛争に関わる証拠がどの程度保存されているかにかかります（我が国では、取引の証拠を書面等の客観的な形で残す慣行がない場合も少なくありません。）。

イ 今回の報告書では、審理期間、特に争点整理期間に影響を及ぼす要因及びその背景事情等に関する仮説を、できるだけ整理して提示しました。

まず、医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟等について、その長期化要因を分析、整理した上、従来実施されてきた施策等の効果、課題等について検討しました。

ところで、審理期間が2年を超える事件の中では、統計上、「その他の損害賠償」、「金銭のその他」、「土地」に分類されているものの割合が合計で5割を超えています。そこで、事件の内容や特徴等を把握するため、民事訴訟事件担当裁判官からヒアリング調査を実施し、その結果を踏まえ、便宜、「相続関係訴訟」、「境界確定訴訟」等に分類し、各類型の特徴に応じ、審理期間の長期化要因及びその背景事情を整理、分析しました。例えば、「相続関係訴訟」では、争点が多数に上ること、親族間の合意や取決めであるため契約書等の客観的な証拠が欠けていること、被相続人その他事情をよく知る中心人物が死亡したり関係者の記憶が薄れていること、感情的対立が激しいことなどが審理期間を長期化させる事情となることがあります。また、「境界確定訴訟」では、公図と測量図の不一致、正確な測量図の欠如などのため、境界を推認させる間接的な事実として、かなり昔の事情やあいまいな事実関係について細かな主張・立

証が繰り返され、審理期間が長期化することがあります。

争点整理期間の長期化要因の検討をよりの確で多角的なものとするため、次回の検証では、弁護士からもヒアリング調査を行うことが課題となります。

(4) 刑事関係の統計データの分析

ア まず、平成18年中に終了した刑事通常第一審訴訟事件について、平均審理期間等の概況を掲載しています。同事件の平均審理期間は3.1月であり、7割余りの事件が3月以内に終了しています。審理期間が2年を超える事件の割合は0.3%（217人）です。

審理期間が長期化する傾向のある否認事件の平均審理期間は8.9月となっています。民事訴訟の場合と異なり、審理期間が長い事件ほど、証人尋問及び被告人質問を実施する期日の回数が多くなっています。例えば、審理期間が2年を超え3年以内の否認事件では、平均証人尋問公判回数は10.3回、平均被告人質問公判回数は5.5回となっています。

また、公判前整理手続を実施した事件は少ない（336人、全体の0.4%）上、いまだ運用等が定まったとも言えないため、同手続の効果等について評価をするのは時期尚早ですが、合議事件の否認事件で見ると、公判前整理手続を実施した事件では、実施しない事件と比べ、平均開廷回数、平均開廷間隔とも大幅に短く、平均審理期間も半分程度となっています。

このほか、合議事件及び単独否認事件の開廷時間に関するデータの分析も行っています。

イ 今回新たに、高等裁判所における刑事控訴審訴訟事件についても、統計データを分析しています。平均審理期間は3.2月であり、6割余りの事件が3月以内に、9割余りの事件が6月以内に終了しています。

(5) 刑事通常第一審訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因

ア 審理期間が長期化している事件数が少なく、事件を類型化して分析することが困難であるため、長期化する傾向のある否認事件や、審理期間が2年を超える事件の手続段階別の平均期間等を参考にしつつ、実務経

験上、開廷回数や開廷間隔に影響を及ぼすと考えられる要因について分析することとしました。

イ 刑事訴訟事件では、民事訴訟事件と異なり、審理期間が長期化する事件においては、証人尋問、被告人質問等の公判廷での証拠調べが実施される期日が増加しています。訴因が多数ある否認事件、共犯者が多数存在する否認事件等で、争点及び証拠の整理が効果的に行われなない場合には、争点を絞り切れず、あるいは争点の判断に必要なして十分な証拠を厳選できないため、取調べ証人数が増えたり、証人1人当たりの尋問時間（開廷回数）や被告人質問に要する時間（開廷回数）が長くなり、審理期間が長くなる可能性があります。

ウ 刑事訴訟事件の長期化要因の相当部分は、第1回公判期日前の事前準備制度の実効性の乏しさ、効果的な証拠開示制度の不存在等といった制度的限界とも関連しています。今後、公判前整理手続が実施される事件が増加したり、同手続の効果的な運用が浸透し、さらに、裁判員裁判が実施されることになれば、制度的限界の多くが改善され、審理期間の状況は大きく変化する可能性があります。